

農地の貸し借りの制度の

農地中間管理事業 をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

農地中間管理事業の手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

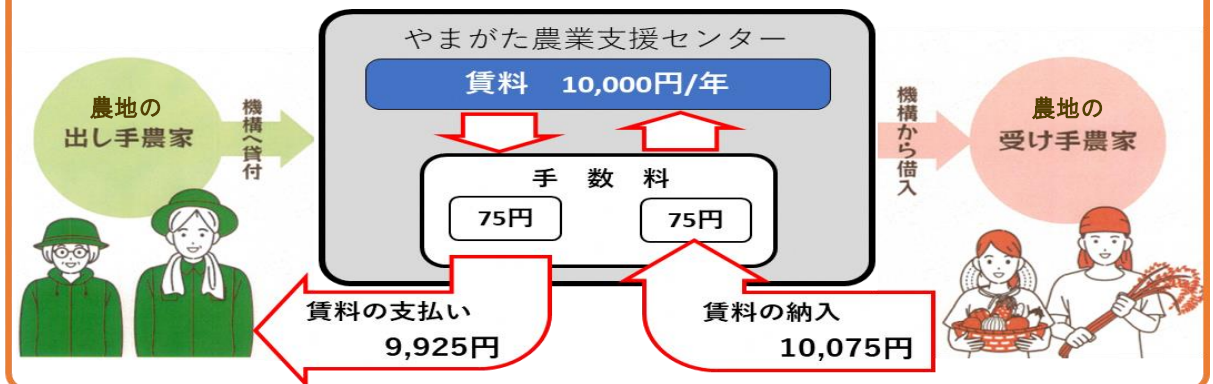
なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を差し引いて支払いいたします	0.75% 年間賃料が1万円の場合 手数料は75円	・農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家、受け手農家、それぞれの利用者から、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となる訳ではありません ★実際の納付は令和7年11月から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして納入いただきます		

◎手数料納付のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合の例)



詳しくは やまがた農業支援センター (023-631-0697) 又はセンターのホームページをご覧ください